

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年10月9日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般21第14号

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

広島県基幹系システム共通インフラ整備及び賃貸借等 一式

(2) 調達件名の特質、仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託業務の履行期間及び履行場所

ア インフラ整備及び教育・研修

(ア) 履行期間

契約日から平成23年7月31日まで

(イ) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

イ 運用支援及びインフラ保守

(ア) 履行期間

平成22年2月1日から平成27年9月30日まで

(イ) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(4) 貸付物件の賃貸借期間及び借入場所

ア 賃貸借期間

平成22年2月1日から平成27年9月30日までの68月のリースとする。

イ 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

契約期間全体の整備、支援、保守等の額及び賃借料の総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本調達への参加者は、単独企業又は企業グループとし、単独企業による場合は(1)に、

企業グループによる場合は(2)に示す要件をすべて満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 平成 19 年広島県告示第 805 号（平成 20 年から平成 21 年までに県が発注する物品の売買，修理，借入れなどの競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続など〔以下「物品資格告示」という。〕）によって資格を認定された者であること。

ウ 平成 20 年広島県告示第 659 号（平成 19 年から平成 21 年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等〔以下「委託・役務業務資格告示」という。〕）によって「15-D システム設計・開発」及び「15-E システム保守・管理」の資格を認定されている者であること。

エ 本件調達のお知らせ日から開札日までの間のいずれの日においても，営業停止処分又は指名除外を受けていない者であること。

オ 本件業務の調達に関して，他の企業グループの構成員として参加していないこと。

カ 仕様書に示されたインフラ整備，教育・研修，運用支援，インフラ保守及び付帯作業の要件をすべて満たすものを納入できる者であること。

キ 公告の日の前日を含む年度から起算して過去 5 年度前の 4 月 1 日から，公告の日の前日までの間に国又は地方公共団体において，同種かつ一定規模以上の業務を誠実に履行した実績を有すること。

なお，同種の業務とは，基幹系システム（国若しくは都道府県における，財務会計システム，人事給与・福利厚生システム又は税務システム等をいう。）のうち，2 つ以上のシステムが利用する，プリント管理サーバ及び外部組織とデータ連携するサーバの整備のことをいい，一定規模以上とは，システムに係る機器及びソフトウェアの納入並びにその構築等に係る総額として 2,000 万円以上のものをいう。

ク 品質管理に関する資格 ISO9001 の認定を取得していること。

(2) 企業グループの場合

企業グループの構成員は，当該グループを代表する者と，貸貸借を担当する者の 2 者で構成するものとする。

ア 企業グループのいずれの構成員も，上記(1)ア及びエの各要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員のうち貸貸借を担当する構成員は，上記(1)イの要件を満たしていること。

ウ 企業グループの構成員を代表する者は，上記(1)ウ，カ，キ及びクの要件をすべ

て満たしていること。

エ 企業グループの構成員が、単独企業又は他の企業グループの構成員として、本業務の調達に参加していないこと。

3 入札参加資格審査の申請手続等

(1) 本件一般競争入札に参加する者に共通の入札参加資格の申請手続

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格の審査を受けなければならない。

イ 申請期間

平成 21 年 10 月 9 日（金）から平成 21 年 10 月 22 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時受け付ける。

ウ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局財務部情報政策課（広島県庁農林庁舎 4 階）

電話（082）513-2456（ダイヤルイン）

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるもの〔以下「書留郵便等」という。〕に限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記イの申請期間に必着することとする。

オ 確認結果の通知

平成 21 年 10 月 26 日（月）に、上記ウの申請書に記載された連絡先に F A X で通知する。

(2) 資格告示等に基づく入札参加資格の申請手続

ア 上記 2 (1)イ又はウの資格を有しない者は、上記(1)の申請手続に加えて、物品資格告示及び委託・役務業務資格告示に基づく申請手続を併せて行うこと。

イ 申請期間

平成 21 年 10 月 9 日（金）から平成 21 年 10 月 22 日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時受け付ける。

ウ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局財務部財産管理課（広島県庁本館 3 階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

エ 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

4 技術調書の提出

本件入札希望者は、賃貸する共通インフラ等で現在開発中の人事給与・福利厚生、財務会計及び税務の基幹系システムが稼働することを技術調書によって示さなければならない。

技術調書に係るスケジュール等は、次のとおりとする。

また、技術調書に不明な点等がある場合は、別途ヒアリング等を実施し、内容の確認を行うことがある。その結果、仕様書の要件を満たさないと広島県が判断するものについては、上記 3 (1)オの通知を受けた後においても、入札参加資格を失うことがある。

(1) 提出期限：平成 21 年 11 月 12 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出場所：〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局財務部情報政策課（広島県庁農林庁舎 4 階）

(3) 提出方法：持参又は郵送等（書留郵便等に限る。）

(4) 確認期限：平成 21 年 11 月 17 日（火）

5 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局財務部情報政策課（広島県庁農林庁舎 4 階）

電話（082）513-2456（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

平成 21 年 10 月 9 日（金）から平成 21 年 10 月 22 日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

イ 入手方法

上記(1)の場所で直接受け取る、又は郵送で請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記アの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び 240 円分の切手を同封すること。

(3) 入札書の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等に限る。提出期限内必着）とする。

イ 提出期限

平成 21 年 11 月 19 日（木）午後 5 時

ウ 提出場所

上記(1)の場所

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 21 年 11 月 20 日（金）午前 10 時 00 分

イ 場所

広島県総務局財務部情報政策課西側分室（広島県庁農林庁舎 4 階）

6 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果，落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは，施行令第 167 条の 9 の規定により，その場で直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは，これに代えて，当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約額

契約額は，入札された賃借料等の内訳を，それぞれ賃借等の期間で分割した月額とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され，その後，当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し，誠実に履行した実績がない者（ただし，契約解除の要因となった業種は，「15-D システム設計・開発」及び「15-E システム保守・管理」の資格に限る。）
契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし，金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は，契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(4) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、契約を担当する職員から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 文書の公開

広島県情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「公開条例」という。）により、入札に際して提出される文書について公開請求があった場合は、原則公開するものとする。ただし、公開条例第 10 条第 3 号に該当する部分は不開示となる。

(9) その他

入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局財務部情報政策課（広島県庁農林庁舎 4 階）

電話（082）513-2456（ダイヤルイン）

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased ,and Nature of the services to be required : Lease and other necessary services for Equipments for 3 Basic Administrative Systems(Financial Accounting,Human Resources,Prefectural Tax,etc) ,etc 1 Set

(2) Lease period : From 1 February, 2010 to 30 September, 2015 etc

(3) Lease place : Specified in the bid explanation form

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m., 22 October, 2009

(5) Time-limit for tender : 5:00 p.m., 19 November, 2009

(6) Contact point for the notice : Information Policy Division, Finance Department, General Affairs Bureau,Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2456(direct dialing)